

藤沢市介護保険条例の一部改正について
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改める。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例
藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正
する。

第6条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。